

# 公益社団法人日本地震工学会 ウェブサイト管理運用規程

2012年12月7日制定

2016年4月19日改定

## (目的)

第1条 この規程は、日本地震工学会（以下、「本会」という。）がインターネットを通じて情報発信等を行うウェブサイト（以下、「ウェブサイト」という。）を円滑に管理および運用するために必要な事項を定める。

## (ウェブサイトの役割)

第2条 ウェブサイトは、地震災害の軽減のために、会員および広く一般に向けて地震工学、地震防災およびその周辺の学術・技術等に関する情報提供を行うものである。

## (ウェブサイトの管理運用)

第3条 ウェブサイトの管理運用の責任者は情報コミュニケーション委員会（以下、「IC委員会」という。）委員長とし、管理運用はIC委員会が行うものとする。

2 IC委員会委員長は、IC委員会委員の内の2名以上をウェブサイト編集担当者として指名する。

3 ウェブサイト編集担当者は第4条に示すウェブサイトの更新を行う。

## (ウェブサイトの更新)

第4条 ウェブサイトの更新とは、新規ページの作成・追加、新規文書等の掲載、既存ページの修正・変更・移動・削除、既掲載文書等の修正・変更・移動・削除、リンク先の設定・変更・削除などを、修正ページに掲載する情報の編集などをいう。

2 ウェブサイトの更新は、IC委員会委員長の助言を得ながらウェブサイト編集担当者およびIC委員会委員長が理事会の承認を得て特に認めた者が行う。

## (ウェブサイトの更新指示)

第5条 ウェブサイトの更新はIC委員会委員長の承認のもとで第4条第2項に定めた者が適宜行うことができる。

2 本会の行事、委員会等に係る専門性の高いページの更新指示は、理事会関係者および関係する委員会等により行われる。

3 ウェブサイトの更新指示は、IC委員会宛に電子メールおよび添付ファイルで行うものとする。

#### 附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この規程の変更は2016年4月19日から施行する。

別紙

ウェブサイトに係る関係委員会等

ページ	内容	担当
トップ	トピックス	情報コミュニケーション委員会
	事務局からのお知らせ	事務局・総務部会
日本地震工学会	地震被害の軽減と復興に向けた提言	総務部会
	会長あいさつ	総務部会
	概要	総務部会
	運営・組織	総務部会
	定款・規則	総務部会
研究委員会	新規研究委員会の企画案の募集	研究統括委員会
	各研究委員会	当該研究委員会*
	過去のデータ	情報コミュニケーション委員会
行事・催し物	日本地震工学会大会	大会実行委員会
	イベントカレンダー	情報コミュニケーション委員会
	過去のデータ	情報コミュニケーション委員会
出版物・書庫	論文集	論文集編集委員会
	会誌	会誌編集委員会
	学会出版物	事業企画委員会
	強震データ	事業企画委員会
	JAEE NEWSLETTER	情報コミュニケーション委員会
	コラム	情報コミュニケーション委員会
	過去のデータ	情報コミュニケーション委員会
投稿・応募	日本地震工学会大会	大会実行委員会
	日本地震工学論文集	論文集編集委員会
会員	名誉会員	会員部会
	法人会員一覧	会員部会
	スペシャルアドバイザー	会員部会
	各賞と受賞者	会員部会
	入会案内	会員部会
地震情報	各地震	地震災害対応委員会 6学会地震被害調査連絡会

\*：各研究委員会が管理し、研究統括委員会は承認のみ行う